

# 大田原市の建築物における木材の利用促進に関する方針

平成24年8月1日 制定

平成30年1月1日 改訂

令和6年1月1日 改訂

## 第1 建築物における木材の利用の促進の目的及び基本的方向

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に基づく、国並びに県の基本方針に則し、大田原市の建築物における木材の利用促進に関する方針（以下「方針」という。）を定め、市内の森林から産出され、市内の製材業者が製材・加工した木材を中心とする地域材（県産出材を含む。以下「木材」という。）の建築物への利用促進を目的とする。

森林は、水源涵養、国土保全、生物多様性保全、地球温暖化防止など様々な公益的機能を有しており、森林資源の循環利用を通して、これらの公益的機能を持続的に発揮していくことが求められている。

また、森林は炭素を吸収し固定するとともに、森林から産出される木材は長期間炭素を貯蔵できる再生産可能な資源であり、素材自体が省エネ資材である木材を積極的に利用することは、二酸化炭素の排出削減にも寄与する。

このような特性を持つ木材の利用を促進し、併せて森林の適正な整備を推進することは、林業・木材産業の成長産業化のみならず、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

## 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進する建築物

建築物を設計及び施工する者は、木材の積極的な利用に努めるものとする。

本方針における建築物とは、非住宅や中高層建築物を含めた建築物全体をいう（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）。

### 2 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主となる事業者等に対し、積極的な周知に努めるものとする。また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合は、法の目的や基本理念並びに本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

なお、市が協定を締結した場合には、協定の内容等を市ホームページ等で公表するものとする。

### 3 公共建築物における木材の利用の促進

#### (1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

#### (2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

ア 公共建築物に木材を利用することにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果が期待できることから、公共建築物の木造・木質化を促進するものとする。

イ 公共建築物の部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るなど、公共建築物の計画、設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、公共建築物の利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しつつ、トラス等の架構形式の工夫や木質耐火部材等の活用も含め、木材の利用の促進に努めるものとする。

ウ 公共建築物の木造・木質化に当たっては、当該建築物の用途、規模に適した木造・木質化が行われるよう、構造や架構形式等に求められる規格、性能等を有する木材の円滑な調達に向けて、施設計画の企画段階から準備を行うなど、長期的な計画をもとに設計や調達を行うものとする。また、一般流通材では対応できない特殊な規格の木材を使用する場合や、自己所有林の木材を伐採、製材して使用する場合など、木材の調達に特殊性が伴う場合には、木材の調達と建築工事とを分離して発注するなど、発注方法の工夫により、木材調達と建築工事の円滑な執行を図るものとする。

#### 4 森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の活用

公共建築物や民間の中大規模建築物の木造・木質化に当たっては、地域で調達可能な木材の規格や品質等を熟知した上で、建築物の設計・施工、木材の調達を行うことが重要であることから、建築物の発注者、設計者及び施工者は、地域の森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の助言を活用すること等により、建築物への木材の利用の促進に努めるものとする。

### 第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

#### 1 市が整備する公共建築物の木造化・木質化

(1) 市が整備する全ての公共建築物において、木造化を促進する。特に、2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の公共建築物については木造化に努め、当該公共建築物の用途、利用形態、立地条件等を考慮した上で整備を進めるものとする。

(2) 全面的な木造化が困難な場合は、当該公共建築物の用途、利用形態、立地条件等を考慮し、法令に定める構造、防火性能等を確保した上で、鉄筋コンクリート造や

鉄骨造等との混構造により、構造躯体の一部木造化に努めるものとする。

(3) 市が整備する全ての公共建築物において、積極的に木質化を図るものとする。

(4) 木質化に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 内装制限を受けない建築物（校舎、体育館等）については、特に積極的な利用に努める。

イ 内装制限を受ける建築物については、一部（避難経路、火気使用室等）を除き通常の木材が使用可能であることから、床、腰壁部分の木質化に努める。

ウ 通常の木材が使用困難な建築物については、国土交通大臣が認定した防火性能を有する木材（不燃材料、準不燃材料、難燃材料）の使用に努める。

エ 壁面を木質化するときは、概ね壁面面積の30%以上となるよう努める。

## 2 使用する木材

(1) 市産出木材の使用

木造・木質化を行う際に使用する木材については、市産出木材とする。市産出木材の使用が困難な場合は県産木材を使用する。ただし、形状や構造性能等により、市産出木材及び県産木材による調達が困難な場合は、この限りでない。

(2) 構造材の規格

構造材については原則JAS材又はJAS相当材とし、品質、寸法精度、含水率等について一定の基準を満たす木材とする。

なお、JAS相当材は、次のいずれかを満たすものとする。

ア 栃木県木材業協同組合連合会の格付士により評価（目視等級区分）された木材

イ 公的機関又は認定されたグレーディングマシン（性能評価機器）により評価（機械等級区分）された木材

(3) 木材の選定に当たっての留意事項

ア 市産出木材を含む八溝材の特色を活かした無垢材を基本としつつ、建築物の規模や用途等に応じて、柱・梁桁等軸材料、壁・床・天井パネル等面材料、集成材、CLT、LVL、耐火部材等を適材適所に用いるものとする。

イ 建築物の用途、構造（軸組、パネル、ラーメン等）、架構形式（トラス、張弦梁等）、接合部形式、内外装等の意匠等に適合する種類の木材を選定するものとする。

## 3 物品等への木材の利用

建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の法令、建築物の個別的性質から木材を使用できない場合であっても、机、椅子、書庫、展示台等の庁用物品として木材を利用することは可能であることから、木材の利用を促進するものとする。

## 4 庁内の推進体制

市は、本方針を推進するために、林業・木材産業担当部局、建築担当部局、財政担当

部局等の関係部局横断的な連絡会議の設置等により、方針に基づく措置の実施状況を定期的に把握するとともに、木材の利用促進に向けた課題を分析し、対応策の検討を行うよう努めるものとする。

#### **第4 その他建築物における木材の利用の促進に必要な事項**

##### **1 関係機関との連携に関する事項**

市は木材等の円滑な利用を推進するため、県をはじめ関係機関から木材調達に関する情報や木材利用に関する専門的知見の収集に努めるなど、円滑な連絡調整等を行う。

##### **2 普及啓発に関する事項**

市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木のぬくもりなど木の良さ等の普及啓発に努める。

また、地方公共団体以外の者が整備する建築物においても積極的に木材等が利用されるよう、これらの建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。